

生活再建に向けた各種申請 皆さん手続きしましたか？

り災証明書の発行

震災に伴う家屋等の被害程度を証明するもの

対象 発災時、安平町に居住していた世帯・家屋を所有していた方

申請期限 9月30日(月) ※締切間近

胆振東部地震にかかる各種支援の申請に必要となります。申請がお済みでない方は忘れずに役場までお越しください。

問合せ 税務住民課税務グループ ☎②2513

損壊家屋等解体撤去支援事業

震災により著しい被害を受けた住家について、公費解体を行います

対象 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の被害を受けた住家の所有者（り災の状況や発災時の居住の有無により自己負担額が変わります）

申請期限 申請期限は過ぎていますが、対象となり、解体を考えられている方はご相談ください。

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎②2940

一部損壊住家修理金

「一部損壊」の住家を修理した世帯に対し、上限5万円まで修理費用を償還します

対象 発災時、居住していた「一部損壊」の被害を受けた住家を修理した世帯（借家で居住している方が修理した場合も対象となります）

持ち物 ①り災証明書 ②通帳 ③身分証明書
④領収書（修理の詳細が分かるもの）

申請期限 9月30日(月) ※期限の延長を検討中
申請がお済みでない方は忘れずに役場までお越しください。

問合せ 復興・生活再建支援室 ☎②2511

災害義援金

全国ならびに海外から寄せられた義援金を安平町で被災された世帯へ配分します

対象 発災時、安平町に居住していた世帯（無被害の住家・アパート・社宅・公営住宅等居住者も対象となります）

申請期限 申請期限は過ぎていますが対象となる方がいましたら、ご相談ください。

※以前、お知らせしました増額配分については、振り込みが完了しています。

問合せ 復興・生活再建支援室 ☎②2511

被災者生活再建支援制度

震災により居住する住宅が著しい被害を受けた方に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます

対象 「全壊」「大規模半壊」「半壊（住宅を解体した場合に限る）」の被害を受けた世帯（単身世帯の場合3/4の金額）

①基礎支援金

助成内容	全壊	100万円（単身世帯75万円）
	半壊以上で解体	100万円（単身世帯75万円）
	大規模半壊	50万円（単身世帯37.5万円）

申請期限 令和元年10月5日 ※期限については、延長を申請中です。

②加算支援金

助成内容	建設・購入	200万円（単身世帯150万円）
	補修	100万円（単身世帯75万円）
	賃貸（公営住宅を除く）	50万円（単身世帯37.5万円）

申請期限 令和3年10月5日

例1) 震災で住宅が全壊し、新居を建設・購入した場合

①100万円+②200万円=300万円

例2) 震災で住宅が全壊し、賃貸アパートに移り住んだ場合

①100万円+②50万円=150万円

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎②97071